

表1 審査業務における行動

(1)	機構が定める住宅融資保険付保基準（保険関係の成立要件）の確認を行うこと。
(2)	次のような場合には付保申請（個人貸付けにあっては貸付けの実行）を行わないこと。 ア 申込人が保険約款第3条に定める貸付けの目的以外に使用することのないように取得価額の妥当性の確認を行い、その結果、取得価額の妥当性に合理的な疑いがある場合 イ 保険約款第6条に定める保険事故とならないように申込人の返済能力及び信用の確認を行い、その結果、返済の確実性に合理的な疑いがある場合 ウ 申込人が保険約款第3条に定める暴力団等の反社会的勢力に該当するか否かの確認を行い、その結果、反社会的勢力に該当する場合
(3)	ア 特定個人貸付け（フラット35パッケージ型）（フラット35（買取型）又は特定貸付債権と併せて行われるものに限る。）又は特定短期貸付け（本体貸付けが災害復興貸付け又は災害復興貸付けパッケージであるものを除く。）の利用を希望する場合にあっては、借入金を住宅取得目的以外に使用する等の住宅ローン詐欺を未然に防止するため、工事請負契約書等の原本確認及び住宅取得価額の妥当性の確認その他の必要な審査を行うこと。 イ アに規定する個人貸付け以外の個人貸付け、アに規定する特定短期貸付け以外の特定短期貸付け又は短期貸付けの利用を希望する場合にあっては、申込人等の虚偽申告による住宅ローン詐欺を未然に防止するため、必要な審査を行うこと。